2014年 8月25日 第1085号 1

茨城県高等学校教職員組合 TEL 029-305-3075 FAX 029-305-3317 www.ihsfu.net

国家公務員給与に関する人事院勧告 ― 引き上げと "制度改革"

7年ぶりの引き上げ勧告の一方でまたも生涯賃金引き下げの方向性

8月7日、人事院は、衆議院 議長・参議院議長・内閣総理大 臣に対し、国家公務員の給与に 関する勧告をおこなった。

主な内容は、(1) 2014 年度の 月給とボーナスを7年ぶりに 引き上げ、(2) 2015年1月か ら3年かけて国家公務員の給 与制度を総合的に見直し、給与 を2%削減する、の2点であ る (www.jinji.go.jp/kankoku/h26/ pdf/26point.pdf 記事内の表と図も ここから引用)。

(1) 2014 年度分の給与改善

①民間給与との格差が平均 1090 円あるので、若年層に重点 を置きながら月給を平均 0.27 % 引き上げる(若年層 2000円、 高齢層 1000円)。

げ、3.95 月分から 4.10 月分にす る。(**表1**のとおり、今年度は 12月の勤勉手当を 0.15月増額。 来年度以降は6月の勤勉手当と

12月の勤勉手当をそれぞれを 0.075 月増額)

③通勤手当を引き上げる。

(2)給与制度の「総合的見直し」

①民間賃金が低い 12 県 (青森、 岩手、秋田、山形、鳥取、島根、高知、佐賀、 長崎、宮崎、鹿児島、沖縄) に合わせ、 うことになる。 2015 年 1月から3年間で国家 公務員給与を2%引き下げる。

る国家公務員については、「地域 手当 | を引き上げて「調整 | する。

③世代間給与配分の見直しを 行い、50代後半層を最大4%引 き下げる。

地公法と人事委員会勧告

(1)の給与引き上げ勧告は、じ つに 7 年ぶりである (**表 2**)。こ ②ボーナスを 0.15 月 引き上 れらが年度当初の 4 月にさかの ぼって実施されると、月給とボー ナスをあわせ、平均で年額7万 9000円の引き上げとなる。

原則」(第14条) ならびに国家 はかるための「勧告」をおこな

茨城県人事委員会の勧告は 10 月にも出されるものと思われる ②民間賃金が高い県に勤務すが、その際、人事院勧告のうち (1)の給与改善については当然準 拠すべきものである。県地公労 (茨高教組、 茨教組、 県職員組合、 県自治労)は、9月当初に人事 委員会と県当局に同様の引き上 げを要求することにしている。

問題は(2)の制度見直しである。 単純に地方公務員給与を国家公 務員に「連動」させて2%削減 するなどということは、まった く非論理的であり、地公法の「権 **衡** | 原則には合致しない。また、 「世代間給与配分の見直し」と 地方公務員法の「情勢適応の いっても 50 歳台後半の給与を

公務員との「権衡」の原則(第 24条第5項)により、都道府県 人事委員会は、当該地域の民間 給与の実態調査とあわせて、国 家公務員の待遇との「均衡」を

削減するだけで、それ以外の年 齢の給与を増額するわけではな く、「配分見直し」は虚偽である。 このような理由のない賃金削減 は、地公法の「情勢適応の原則」 に反するものである。地公労は、 人事委員会・県当局に対して、 このような措置をとらないよう

〔参考〕 地方公務員法

(情勢適応の原則)第14条 地方 公共団体は、この法律に基いて定め られた給与、勤務時間その他の勤務 条件が社会一般の情勢に適応するよ うに、随時、適当な措置を講じなけ ればならない。

(給与、勤務時間その他の勤務条件 の根本基準)第24条 第3項 職

員の給与は、生計費並びに国及び他 の地方公共団体の職員並びに民間事 業の従事者の給与その他の事情を考 慮して定められなければならない。

第5項 職員の勤務時間その他職 ない。

員の給与以外の勤務条件を定めるに 当つては、国及び他の地方公共団体 の職員との間に権衡を失しないよう に適当な考慮が払われなければなら

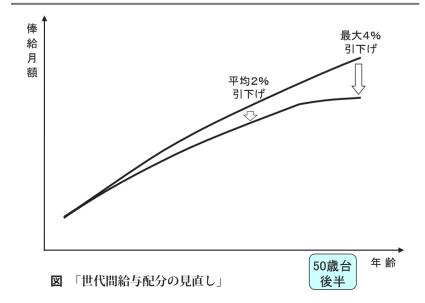
表2 近年の給与勧告状況(行政職(一)の例)

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職(一)職員の 平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.28%	4.95月	△ 0.30月	△ 9.6万円	△ 1.5%
平成12年	0.12%	4.75月	△ 0.20月	△ 7.0万円	△ 1.1%
平成13年	0.08%	4.70月	△ 0.05月	△ 1.6万円	△ 0.2%
平成14年	△ 2.03%	4.65月	△ 0.05月	△ 15.2万円	△ 2.3%
平成15年	△ 1.07%	4.40月	△ 0.25月	△ 16.5万円	△ 2.6%
平成16年	_	4.40月	_	_	_
平成17年	△ 0.36%	4.45月	0.05月	△ 0.4万円	△ 0.1%
平成18年	_	4.45月	_	_	_
平成19年	0.35%	4.50月	0.05月	4.2万円	0.7%
平成20年	_	4.50月	_	-	_
平成21年	△ 0.22%	4.15月	△ 0.35月	△ 15.4万円	△ 2.4%
平成22年	△ 0.19%	3.95月	△ 0.20月	△ 9.4万円	△ 1.5%
平成23年	△ 0.23%	3.95月	-	△ 1.5万円	△ 0.2%
平成24年(注)	_	3.95月	_	_	_
平成25年(注)	_	3.95月	_	_	_
平成26年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%

(注) 平成 24~25 年度は、特例法による「給与減額」のため、あわせて 101万7千円減額して支給されたが、そのことは表には反映していいない。

表1ボーナス支給月数

	6月期	12月期
26年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
勤勉手当	0.675月(支給済み)	0.825月(現行0.675月)
27年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.75 月	0.75 月



必修〈道徳〉は生徒の道徳性の発達をうながすか? (第35回)

奴隷解放宣言から百年経過してもまだ自由ではない黒人の現状

「まだ夢がある」と語る M. L. キングにとっての「現状」(第1回)

2年生にも「道徳」必修

茨城県教育委員会は、2007 年度以来高校1年生に義務づけ ている「道徳」の授業の履修を、 来年度から2年生まで拡大する。 2学年の「総合的な学習の時間」 35 時間のうち数時間を「道徳」 の授業にあてるようだ。県教育 委員会は、自作の道徳教材(『と もに歩む』¥500)を改訂・増補し、 1 学年 35 時間分と 2 学年の数 時間分の新テキストとする編集 作業をすすめている(『茨城新聞』 2014年3月1日)。

本紙は、第968号(2008年1 月10日) から第1027号(2011 年3月10日) の第34回まで、『と もに歩む』所収の教材について 検討してきた。軽く触れたもの を含めても4分の1にも達しな い8編についてみただけである が、こうした次第であるので最 後にどうしてもはずせない1編

について検討して、区切りをつ けることにする。

上和雄〔12〕、岡倉天心〔27〕)、も ともとたいしたものでない(的川 泰宣〔1〕、恩田陸〔19〕、小沼和 美) [2])、政治的に利用するた め改竄された(杉原千畝 [16])、 など問題ばかりの『ともに歩む』 のなかで、唯一まともな教材と いえるマーティン・ルーサー・ キング・ジュニアの有名な演説 「わたしには夢がある」"I Have A Dream"である。

I Have A Dream 抄録の破壊的効果

"I Have A Dream" は、1963年 8月28日(『ともに歩む』では、 23日と誤記)、アメリカ合州国 の首都ワシントンでの集会(「ワ シントン大行進」)の際のキング による約16分間の演説であ る。20万人が参加したこの集 会は、合州国における黒人差別

キングは翌年ノーベル平和賞を 内容じたいに問題がある(村 受賞した。 『ともに歩む』に収録されて

いるのは、演説のうしろの方の 3分の1である(欄外注)。こ のような抄録のしかたは、よく みられるもので、タイトルに もなっている「私には夢があ る。I have a dream. | というフ レーズが、「自由の鐘を響かせよ う。Let freedom ring... | とともに 何遍も繰り返され、印象的では ある。しかし、そのいっぽうで 「夢 dream」の対極をなす「現状 situation」について語っている前 の方3分の2を全部省略するの ははたして適切なのか?

撤廃運動である「公民権運動」

(1954-1963年) の頂点とされ、

前の方3分の2で語られた合 州国における黒人差別の「現状」 は、「夢」をいだくことすら許さ ない過酷なものである。キング は、『ともに歩む』が抄録するそ の最初の部分で、「私たちが今日、 そして明日も、困難に直面して いるとしても、私にはまだ夢が ある。I still have a dream. | と述 べる。「まだ夢がある」と語るこ との意味は、「夢」など持ち得な いような「現状」、あるいは「夢」 を持ち続けることなど不可能で あり絶望するしかないような「現 状」を踏まえなければ、けっし て理解できない。

具体的に検討しよう。キング は、演説の冒頭で、「史上最大の

自由 freedom を求める示威運動 としてわが国の歴史にのこるで あろうこの場に、みなさんとと もに参加することを喜びとする ものである」(§1)と、ひとこと 述べ、すぐに本題にはいる。

> 今を去ること百年の昔 five score years ago、今日われ われがかれの影像のもとに 立っている、偉大なアメリ カ人が、〔奴隷〕解放宣言 Emancipation Proclamation 12 署名した。(§2)

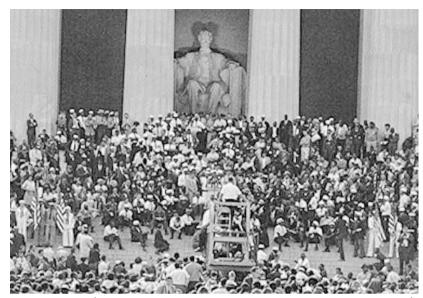
背後からは、ドーリア式列柱 のギリシア神殿様式建築「リン カーン記念堂」の中のリンカー ン(「偉大なアメリカ人」)の巨大 な大理石像がキングと聴衆を見 下ろしている。20万人の聴衆 の背後2マイルには連邦議会議 事堂が見える。斜め左方はホワ イトハウスである (GoogleEarth, 38°53'21.31"N, 77°02'59.42"W)

なお five score years ago (score = 20) という古風な言い方は、"of the people, by the poeple, for the people"で有名なリンカーンの 「ゲティスバーグ演説」の冒頭の 一句に因んだものである。

> 87年前 four score and seven years ago、われわれの父祖 たちは、自由の精神にはぐ くまれ、人はみな平等に創 られているという信条にさ さげられた新しい国家を、 この大陸に誕生させた。

演説は奴隷解放宣言と同じ1863 年で、その87年前とは独立宣言 の 1776 年である (aboutusa.japan. usembassy.gov/pdfs/www-majordocsgettysburg.pdf)。キングは続ける。

> しかし「奴隷解放宣言から」 百年の後 one hundred years later、黒人はまだ自由では



(www.loc.gov/exhibits/march-on-washington/leonard-freed.html)

ない。the Negro still is not free. たに違いない。 百年の後、黒人の生活はま だ still 隔離 segregation の 手枷と差別 discrimination の 足枷によって痛ましく縛ら れている。百年の後、黒人 は広大な物質的繁栄の大洋 の真っ只中の、貧困の孤島 で生きている。百年の後、 黒人はまだ still アメリカ社 会の片隅でみじめに暮らし、 自分の土地 his own land にい ながら流刑人 exile である自 分を見出す。(§3)

「私にはまだ夢がある」(§13) 以下、すなわち演説の後の方3 分の1は事前に用意した原稿に はなく、キングが突然原稿から 目を離して"即興"で語ったと される。しかしながら、原稿に はない「まだ夢がある」という フレーズは、黒人の「現状」に ついて、「まだ」自由でない、「ま だ」縛られている、「まだ」みじ めに暮らしている、と演説の始 めの方で3回繰り返した時には、 すでにあらかじめ準備されてい

奴隷解放宣言(1863年)から 百年もたった 1963 年において も、黒人の「現状」は「まだ」 改善されない ― この絶望する ほかない「現状」にあって、キ ングは、夢 dream を「まだ」持 つべきなのだと、あえて宣言し たのである。「現状」について語 る前3分の2を全部省略してし まえば、この「まだ still 夢がある」 という重大な決意は軽く聞き流 されてしまう(斎藤眞『アメリカ とは何か』1995年、平凡社、87頁。 藤永茂『アメリカン・ドリームとい う悪夢』2010年、三交社、49頁以 下、121 頁以下)。

絶望的な「現状」などお構い なしに、「私には夢がある」と 「自由の鐘を響かせよう」の繰り 返し部分だけを読まされる高校 生たちは、キングを凡庸でおめ でたい夢想家、未熟でナイーヴ な楽観主義者と誤認するだろう。 「道徳」教材として収録するにあ たっては、演説の全文を収録す べきであった。 (つづく) #

注 演説の筆記は多数あるが細部でおおいに異なるうえ、センテンスの切 り方や段落分けなどがことごとく違っていて、定本といえるものはない。寺 島隆吉『キングで広がる英語の世界』(1996年、あすなろ社)が、収集し た29種のテキストの詳細な比較をおこなっている。

『ともに歩む』に収録されているのは演説の全部ではなく、うしろの方3 分の1だけであるので、省略されている前の方3分の2からの引用は、在日 本・アメリカ大使館のウェブサイトに収録されている英文テキスト (aboutusa. japan.usembassy.gov/pdfs/wwwf-majordocs-king.pdf) により、「§1」のように 何段落目かを示す。『ともに歩む』に収録されているうしろ3分の1の部分 については、その頁数と行数を示す。

なお、「キングセンター」のウェブサイトに各種のテキストが収録されて いる (www.thekingcenter.org/archive/list?keys=i+have+a+dream)。また、YouTube で演説の録画映像を見ることができる。